



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*10 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 2

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表第 1 第 2 2 項関係)
- (2) 職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第 2 第 1 5 項関係)
- (3) 農産物検査法の一部改正に伴い、登録検査機関の登録の更新等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第 2 第 1 6 項及び別表第 3 第 9 項関係)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第 2 第 2 8 項関係)
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 1 項の規定に基づく引取りに係る手数料の額の改定を行うこととしました。(別表第 3 第 3 項関係)
- (6) 介護支援専門員実務研修の実施等に係る手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第 3 第 5 項関係)
- (7) 和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定等を行いました。(別表第 3 第 6 項関係)
- (8) 採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、増改築基準が適用される住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第 3 第 1 3 項関係)

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の (8) の改正 (別表第 3 第 1 3 項第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 1 1 号に係る改正の一部に限る。) 公布の日
- (2) 1 の (4) の改正 平成 2 8 年 6 月 2 3 日
- (3) 1 の (5) の改正 平成 2 8 年 7 月 1 日
- (4) 1 の (6) の改正 (別表第 3 第 5 項第 7 号及び第 9 号に係る改正に限る。) 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

 条 例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第10号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第22項第1号の表備考1中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

別表第2第15項第4号中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改め、同項第5号中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改め、同表第16項を次のように改める。

16 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査

	1 件につき	10,100円
--	--------	---------

別表第2第28項第1号の表中「第7条」を「第8条」に改め、同項に次の10号を加える。

(14) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この号において「許可」という。）の申請に対する審査

ア 3月以内の期間を限って営む営業	1 件につき	14,000円
イ その他の営業	1 件につき	24,000円

備考

1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれア又はイに定める額から8,000円を減じた額とする。

2 法第31条の23において読み替えて準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれア又はイに定める額に6,800円を加算した額とする。

(15) 法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付

	1 件につき	1,100円
--	--------	--------

(16) 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え

	1 件につき	1,400円
--	--------	--------

(17) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査

	1 件につき	8,600円
--	--------	--------

（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円）

- (18) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査
- | | |
|--------|---------|
| 1 件につき | 11,000円 |
|--------|---------|
- (当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
- (19) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査
- | | |
|--------|---------|
| 1 件につき | 11,000円 |
|--------|---------|
- (当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
- (20) 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査
- | | |
|--------|--------|
| 1 件につき | 9,900円 |
|--------|--------|
- (21) 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査
- | | |
|--------|---------|
| 1 件につき | 13,000円 |
|--------|---------|
- (当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、10,000円)
- (22) 法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付
- | | |
|--------|--------|
| 1 件につき | 1,100円 |
|--------|--------|
- (23) 法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習
- | | |
|---------|------|
| 1 時間につき | 650円 |
|---------|------|

別表第3第3項第5号ウ中「2,000円」を「4,000円」に改め、同表第5項第1号中「この項」を「この号から第13号まで」に改め、同項第3号中「24,000円」を「52,000円」に改め、同号に備考として次のように加える。

備考 法第69条の33第1項の規定により知事が指定する者（以下この号及び第9号において「指定研修実施機関」という。）が行う研修を受けようとする者は、手数料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定研修実施機関の

収入とする。

別表第 3 第 5 項第 7 号中「24,000円」を「33,000円」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 法第69条の 8 第 2 項の更新研修の実施

ア 介護支援専門員証の有効期間が満了するまでに介護支援専門員の業務に従事した経験を有しない者に対する研修	1 件につき	33,000円
イ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事した経験を有する者（以下この号において「実務経験者」という。）に対する研修	1 件につき	58,000円
ウ 実務経験者に対する研修（次号アに掲げる研修に相当する研修に限る。）	1 件につき	35,000円
エ 実務経験者に対する研修（次号イに掲げる研修に相当する研修に限る。）	1 件につき	23,000円

備考 指定研修実施機関が行う研修を受けようとする者は、手数料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定研修実施機関の収入とする。

別表第 3 第 5 項中第13号を第16号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(14) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次号において「規則」という。）第140条の68 第 1 項第 1 号の主任介護支援専門員研修の実施	1 件につき	60,000円
(15) 規則第140条の68第 1 項第 2 号の主任介護支援専門員更新研修の実施	1 件につき	36,000円

別表第 3 第 5 項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第69条の 8 第 2 項ただし書の規定に基づく知事が指定する研修の実施		
ア 介護支援専門員の業務に従事した期間が 6 月以上の者に対する研修	1 件につき	35,000円
イ アに掲げる研修を修了した者であって、介護支援専門員の業務に従事した期間が 3 年以上のものに対する研修	1 件につき	23,000円

別表第 3 第 5 項に次の 2 号を加える。

(17) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第 2 項の喀痰吸引等研修の実施		
ア 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下この号において「規則」という。）別表第 1 に掲げる研修	1 件につき	12,000円
イ 規則別表第 1 第 1 号②及び第 2 号に掲げる研修	1 件につき	5,000円
ウ 規則別表第 1 第 2 号に掲げる研修	1 件につき	2,000円
エ 規則別表第 2 に掲げる研修	1 件につき	12,000円
オ 規則別表第 2 第 1 号②及び第 2 号に掲げる研修	1 件につき	5,000円
カ 規則別表第 2 第 2 号に掲げる研修	1 件につき	2,000円
(18) 福祉サービスの第三者による評価に係る評価調査者研修の実施		
ア 養成研修	1 件につき	10,000円

イ 継続研修 1 件につき 5,000円

別表第3第6項第2号エ(ウ)中「液体クロマトグラフィ質量分析」の次に「(エを除く。)」を加え、同号エに次のように加える。

(エ) 液体クロマトグラフィ4重極・飛行時間型質量分析

1 試料につき 21,560円

別表第3第6項第2号カ(ア)中「9,390円」を「9,180円」に改め、同号カ(イ) a 中「15,010円」を「14,490円」に改め、同号カ(イ) b 中「22,460円」を「23,800円」に改め、同号カ(ウ) a 中「17,170円」を「17,210円」に改め、同号カ(ウ) b 中「25,270円」を「26,530円」に改め、同号カ(エ) a 中「15,980円」を「15,390円」に改め、同号カ(エ) b 中「24,080円」を「24,710円」に改め、同号カ(オ) a 中「12時間」を「8時間」に、「66,310円」を「55,370円」に改め、同号カ(オ) b 中「12時間」を「8時間」に、「85,210円」を「80,680円」に改め、同項第3号オ(イ) a 中「一般」を「一般撮影」に、「1測定」を「1撮影」に、「7,560円」を「7,950円」に改め、同号オ(イ) b 中「連続」を「連続撮影」に、「1時間」を「30分(30分未満は、30分とする。)」に、「20,080円」を「16,650円」に改め、同号オ(イ)に次のように加える。

c データ処理 1 件につき 5,170円

別表第3第6項第11号エ(ア)中「24時間」を「1日」に、「3,240円」を「3,520円」に、「1,830円」を「2,100円」に改め、同号エ(イ)中「24時間」を「1日」に、「13,820円」を「13,630円」に、「8,100円」を「9,350円」に改め、同号オを次のように改める。

オ 恒温恒湿試験

(ア) 1室使用

a 400リットル以下 1時間まで970円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに430円を加算する。

b 400リットル超 1時間まで2,740円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,300円を加算する。

(イ) 2室併用

1時間まで4,690円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,250円を加算する。

別表第3第6項第14号ア(ウ)中「水蒸気透過率」の次に「(差圧法)」を加え、同号ア(キ)を同号ア(ク)とし、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(ウ) 水蒸気透過率(等圧法)

a 50度未満 1 試料につき 12,190円

b 50度以上 1 試料につき 14,410円

別表第3第6項第14号ウ(ウ)中「24時間」を「1日」に改め、同項第16号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ イオンビーム加工

- (ア) イオンミリング加工 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）
につき 2,680 円
- (イ) 集束イオンビーム加工観察 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）
につき 8,730 円

別表第 3 第 9 項に次の 1 号を加える。

(3) 農産物検査法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア 法第 17 条第 1 項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査

1 件につき 150,000 円

イ 法第 19 条第 1 項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査

(ア) 法第 17 条第 4 項第 3 号の農産物の種類の増加に係るもの

1 件につき 30,000 円

(イ) 法第 17 条第 4 項第 4 号の登録の区分の増加に係るもの

1 件につき 150,000 円

別表第 3 第 13 項第 4 号イ中「第 6 条第 1 項第 5 号ロ」を「第 6 条第 1 項第 6 号ロ」に改め、同項第 5 号イ中「第 32 条の 4 第 1 項第 5 号ロ」を「第 32 条の 4 第 1 項第 6 号ロ」に改め、同項第 8 号キ中「レ」を「き」に改め、同号ケ中「ワ」を「け」に改め、同号コ中「。あ」を「。こ」に改め、同号サ中「。い」を「。さ」に改め、同号シ中「う」を「し」に改め、同号備考 4 中「、く」を「、と」に、「、け」を「、な」に、「、こ」を「、に」に改め、同号備考 5 中「、さ」を「、ぬ」に、「、し」を「、ね」に、「、す」を「、の」に改め、同項第 11 号ア(ア) a の表を次のように改める。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準 が適用さ れる住宅	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	49,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	7,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	17,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	62,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	9,000円

	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	21,000円
	200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	115,000円
	200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	14,000円
	200平方メートルを超えるもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	32,000円
増改築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	70,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	10,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	87,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	12,000円
	200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	159,000円
	200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	19,000円

備考

- 1 「新築基準が適用される住宅」とは、知事が定める住宅をいう。
- 2 「増改築基準が適用される住宅」とは、知事が定める住宅をいう。
- 3 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。
- 4 「評価機関住宅性能評価書交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅をいう。

別表第3第13項第11号ア(7) b 中「に掲げる床面積の合計の」を「及び中欄に掲げる」に改め、同号ア(7)

b の表を次のように改める。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準 が適用さ れる住宅	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	49,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	7,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	25,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	62,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	9,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	35,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	115,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	14,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	62,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	184,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	24,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	100,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	363,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	34,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	186,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	650,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	63,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	318,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	1,116,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	108,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	489,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	2,064,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	177,000円

	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	889,000円
	20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	2,948,000円
	20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	217,000円
	20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	1,212,000円
	30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合）	3,611,000円
	30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	232,000円
	30,000平方メートルを超えるもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	1,466,000円
増改築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	71,000円
	100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	10,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	89,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	12,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	164,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	19,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	262,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	34,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	517,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	48,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	924,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	89,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	1,588,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	153,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	2,937,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	251,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅でない場合）	4,196,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関連 合証交付住宅である場合）	309,000円

30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	5,140,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	329,000円

備考

- 1 「新築基準が適用される住宅」とは、知事が定める住宅をいう。
- 2 「増改築基準が適用される住宅」とは、知事が定める住宅をいう。
- 3 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。
- 4 「評価機関住宅性能評価書交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅をいう。

別表第3第13項第11号ア(イ) b 中「に掲げる床面積の合計の」を「及び中欄に掲げる」に改め、同号イ中「2分の1に相当する床面積」の次に「(床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加えるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
- ア 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査
- (7) 法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合
- a 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する住宅部分（以下この号において「住宅部分」という。）のみの建築物である場合
- (a) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分のみを認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

床面積の合計	金額
200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	35,000円
200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円

200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	39,000円
200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。	

- (b) 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	70,000円
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	118,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	200,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	287,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	565,000円

合)	
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	132,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	999,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	200,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,837,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	303,000円
備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。	

- b 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）のみの建築物である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基 準	床面積の合計	金 額
標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	232,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	376,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	27,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	536,000円

	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	661,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	130,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	781,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	164,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	891,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	205,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,111,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	287,000円
モデル建物法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	89,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	149,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	27,000円

2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	241,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	315,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	130,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	378,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	164,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	444,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	205,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	575,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	287,000円

備考

- 「標準入力法・主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「基準省令」という。）第1条第1号イ、第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。
- 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1号ロ、第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。
- 「適合証」とは、法第39条の規定による登録を受けた登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下この号において「複合建築物」という。）である場合の手数料の額は、申請に係る住宅部分につき、a(a)又は(b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
- (イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合
- a 申請に係る手数料の額は、第8号ア(ア)に定める額に(ア) a から c までの申請の内容に応じ、それぞれ(ア) a から c までに定める額を加えて得た額とする。
- イ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加えるものとする。）に応じてアに定める額
- ウ 法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査
- (ア) 申請に係る建築物が住宅部分のみの建築物である場合
- a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基 準	床面積の合計	金 額
性能基準	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	35,000円
	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	39,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
仕様基準	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	18,000円
	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	19,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
備考		

- 1 「性能基準」とは、基準省令第 1 条第 2 号イ (1)、同号ロ (1) 及び第 8 条第 2 号に定める基準をいう。
- 2 「仕様基準」とは、基準省令第 1 条第 2 号イ (2) 及び同号ロ (2) に定める基準をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が法第 2 条第 3 号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

b 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基 準	床面積の合計	金 額
性能基準	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	70,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	118,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	200,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	287,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	565,000円

	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	132,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	999,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	200,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,837,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	303,000円
仕様基準	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	34,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	58,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	105,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	159,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円

10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	292,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	132,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	495,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	200,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	867,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	303,000円

備考

- 1 「性能基準」とは、基準省令第1条第2号イ(1)、同号ロ(1)及び第8条第2号に定める基準をいう。
- 2 「仕様基準」とは、基準省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

(イ) 申請に係る建築物が非住宅部分のみの建築物である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基準	床面積の合計	金額
標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	232,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	376,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付	27,000円

	がある場合)	
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	536,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	661,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	130,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	781,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	164,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	891,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	205,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,111,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	287,000円
モデル建物法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	89,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	149,000円

300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	27,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	241,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	315,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	130,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	378,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	164,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	444,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	205,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	575,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	287,000円

備考

- 1 「標準入力法・主要室入力法」とは、基準省令第1条第1号イ、第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。
- 2 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1号ロ、第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基

準をいう。

- 3 「適合証」とは、法第39条の規定による登録を受けた登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

(ウ) 申請に係る建築物が複合建築物である場合の手数料の額は、申請に係る住宅部分につき、(ア) a 又は b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る非住宅部分につき、(イ)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第3第13項第4号イ及び同項第5号イの改正規定並びに同項第8号き、けからしまで、備考4及び備考5の改正規定並びに同項第11号イの改正規定 公布の日
 - (2) 別表第2第28項第1号の表の改正規定及び同項に10号を加える改正規定 平成28年6月23日
 - (3) 別表第3第3項第5号ウの改正規定 平成28年7月1日
 - (4) 別表第3第5項第7号及び第9号の改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定による申請が行われる場合における当該申請に関する手数料については、改正後の和歌山県使用料及び手数料条例の規定の例による。
- 3 この条例の施行の際現に行われている介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の7第2項及び第69条の8第2項の研修の実施に係る手数料については、なお従前の例による。